



秋田県公報

目次

告示

保安林の指定の予定(一・森林整備課)
 建築基準法第五十二條第七項の規定による指定区域及び決定数値(二・建築住宅課)

公告

一般競争入札の実施(学術振興課)
 土地改良区の役員の退任の届出(秋田総合農林事務所)

告示

土地改良区の定款変更の認可(仙北総合農林事務所)
 県営土地改良事業の換地計画の決定(北秋田総合農林事務所)
 県営土地改良事業の換地計画の決定(仙北総合農林事務所)
 市町村営土地改良事業の施行の同意(由利総合農林事務所)
 物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)五件
 特定調達契約に係る一般競争入札の実施(教育庁総務課施設整備室)
 収用委員会告示
 損失補償事件の審理の開始(一)

秋田県告示第一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、
 次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定に基づ
 き告示する。
 平成十五年一月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

郡 南秋田	郡 市	森 林 の 所 在 場 所	全 面 積	保安林指定 見込面積 (ヘクタール)	指定の目的	伐採種別	立木の伐採の方法	要件	
町 五城目	町 村								
見内	大字								
大場	字								
一九六の	地番								
八四九、〇四六	(平方メートル)	帳	見込み	(ヘクタール)	八二・六〇四	伐採種を定め ない	主伐として 伐採をする ことができ る立木は、 当該立木の 所在する市 町村に係る 市町村森林 整備計画で 定める標準 伐期齢以上 のものとする	(附属明細 書)との 関係	
六	八四・九〇四	帳	見込み	(ヘクタール)	水源のかん 養				(附属明細 書)との 関係

（「附属明細書」は、省略し、農林水産部森林整備課及び秋田総合農林事務所並びに南秋田郡五城目町役場に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第五十二条第七項の規定により、次のとおり、区域を指定し、及び数値を定めたので、建築基準法施行細則（昭和四十七年秋田県規則第四十四号）第二十六条の規定に基づき、告示する。
平成十五年一月七日

秋田県知事 寺田典城

特定行政庁が指定した区域	特定行政庁が定めた数値
県の区域（秋田市の区域を除く。）のうち、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域	当該都市計画で定めた数値

公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により、公告する。
平成十五年一月七日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品名及び数量
 - (二) 簡易造形システム（CADデジタルモックアップシステム）一式
 - (三) 購入物品の仕様等
 - (四) 入札説明書及び仕様書による。
- 納入期限
平成十五年二月二十八日（金）
- 納入場所
秋田県立大学事務局本荘事務室

二 入札に参加する者に必要な資格

- (一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (四) 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県企画振興部学術振興課高等教育等推進班（電話〇一八 八六〇 一二二

三

(一) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年一月七日（火）から同月十七日（金）までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十五年一月二十日（月）午前十時

秋田市山王三丁目一番一号

秋田県庁第二庁舎六階六十二会議室

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とす
る。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじに
より決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書
に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大
潟土地改良区から次のとおり役員（退任）の届出があったので、同条第十七項の規定に
基づき、公告する。

平成十五年一月七日

秋田県知事 寺田典城

退任理事の住所及び氏名

南秋田郡若美町払戸字渡部百九番地

鈴木善行

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、仙北
郡角館町碓土地改良区から申請があった定款変更について、平成十四年十二月十九日
認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十五年一月七日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、
県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十
七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年一月七日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（本田地区ほ場整備事業）担い手
育成型（）換地計画書の写し

二 縦覧期間 平成十五年一月八日から同年二月五日まで

三 縦覧場所 大館市役所
比内町役場

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、
県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十

七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年一月七日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（碓地区ほ場整備事業）担い手育
成型（）換地計画書の写し

二 縦覧期間 平成十五年一月八日から同年二月五日まで

三 縦覧場所 角館町役場

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用
する同法第十条第一項の規定により、鳥海町から協議があった土地改良事業（折腰地
区単小規模土地改良事業（農道整備））の施行について、平成十四年十二月二十四
日同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定に基づき、公告する。

平成十五年一月七日

秋田県知事 寺田典城

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭
和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年一月七日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量
デジタル式マイクロスコープ 一式

(二) 購入物品の仕様等

(三) 入札説明書及び仕様書による。

(四) 納入期限

平成十五年三月十日（月）

(五) 納入場所

秋田県立大学事務局本荘事務室

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

- (一) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
 - (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 - 秋田県の休日を含める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年一月七日(火)から同月十六日(木)までの期間、随時交付する。
 - 四 入札執行の日時及び場所
 - 平成十五年一月二十二日(水) 午前十時
 - 秋田県庁地下一階管財課入札室
 - 五 入札保証金
 - 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
 - 六 その他
 - (一) 入札の方法
 - 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (二) 入札の無効
 - 規則第六十六條に規定するところによる。
 - (三) 落札者の決定方法
 - 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
 - (四) 提出書類等
 - 入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
 - (五) その他
 - 詳細は、入札説明書による。
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十五年一月七日
- 秋田県知事 寺田典城
- 一 入札に付する事項

- (一) 購入物品名及び数量
 - データベース用サーバ 一式
- (二) 購入物品の仕様等
 - 入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
 - 平成十五年三月二十日(木)
- (四) 納入場所
 - 秋田県立大学事務局本荘事務室
- 二 入札に参加する者に必要な資格
 - 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
- (一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 - (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 - 秋田県の休日を含める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年一月七日(火)から同月十六日(木)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
 - 平成十五年一月二十二日(水) 午前十時十分
 - 秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
 - 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
 - (一) 入札の方法
 - 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (二) 入札の無効
 - 規則第六十六條に規定するところによる。

- (三) 落札者の決定方法
 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とす
 る。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじに
 より決定する。
- (四) 提出書類等
 入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載さ
 れた必要書類等を提出すること。
- (五) その他
 詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭
 和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十五年一月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
 都市災害・環境計測用移動環境計測システム 一式
 - (二) 購入物品の仕様等
 入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 納入期限
 平成十五年三月二十日（木）
 - (四) 納入場所
 秋田県立大学事務局本荘事務室
- 二 入札に参加する者に必要な資格
 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
- (一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (三) 契約条項を示す場所等
- 三 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）
 入札説明書及び仕様書の交付方法
- (二) 秋田県の休日等を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に
 規定する県の休日を除き、平成十五年一月七日（火）から同月十六日（木）まで
 の期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十五年一月二十二日（水）午前十時二十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百
 六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当
 する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額
 を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消
 費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希
 望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とす
 る。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじに
 より決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載さ
 れた必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭
 和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十五年一月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
 校内情報通信ネットワーク用サーバ 一式
 - (二) 購入物品の仕様等
 入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 納入期限

- (四) 平成十五年三月七日(金)
納入場所
秋田県立養護学校天王みどり学園
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (三) 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を含める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年一月七日(火)から同月十六日(木)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十五年一月二十二日(水)午前十時三十分
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号、以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効
規則第百六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等

- (五) 入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
その他
詳細は、入札説明書による。
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十五年一月七日
秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量
情報ハイウェイ接続用MPLSエッジルータ 一式
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十五年二月十四日(金)
- (四) 納入場所
秋田県庁第二庁舎
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (三) 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を含める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年一月七日(火)から同月十六日(木)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十五年一月二十二日(水)午前十時四十分
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号、以下「規則」という。)第百

六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。)第六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十五年一月七日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 工事名 秋田県教育・福祉複合施設建築工事

(二) 工事場所 秋田市中通二丁目地内

(三) 工事内容

(1) 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造地上八階建て

(2) 延床面積 一万四千六百三十三平方メートル

(四) 工期 平成十七年二月二十八日まで

(五) 使用する主要な資機材

(1) コンクリート 一万四千六百四十九立方メートル

(2) 鉄筋 千六百七十九トン

鉄 骨 二千三百三十四トン

(3) 普通型枠 二万七千九百八十四平方メートル

(4) 打放型枠 一万三千八百八十平方メートル

(5) 床鋼製型枠 一万五千七百七十七平方メートル

(6) 予定価格 三十億二千二百六十三万六千九百円(消費税及び地方消費税を含む。)

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 共同企業体に関する要件

(1) 本工事は特定建設工事共同企業体での共同施工とする。

(2) 共同企業体の結成は、(二)から(四)に定める構成員の資格を満たす者四者による自主結成とする。

(3) 共同企業体の各構成員の出資比率は十分の二以上とし、そのうち代表者の出資比率は構成員中最大とする。

(二) 特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たしていること。

(1) 令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

(2) 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条の規定による建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(3) 秋田県建設工事入札参加者指名停止基準に基づく指名停止措置を、入札参加資格確認申請期限の日から当該工事の入札の日までの間受けていないこと。

(4) 秋田県一般競争入札参加者名簿の建築一式工事に登録されていること。

(三) 特定建設工事共同企業体の代表者(以下「代表者」という。)は、次に掲げる要件を満たしていること。

(1) 建設業法第二十七条の二十三に規定する経営事項審査(直近の審査結果通知書)の建築一式工事の総合評価が千二百五十点以上であること。

(2) 平成四年四月一日以降に、元請けとして、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で延床面積一万五千平方メートル以上の建築物の工事を施工した実績を有すること(特定建設工事共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合又は出資比率が二十%以上の場合のものに限る。)

(3) 次に掲げる基準を満たす者を、本工事に専任で配置できること。

ア 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有し、かつ監理技術者資格者証(建築工事)を有する者であること。

イ 平成四年四月一日以降に、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で延床面積四千三百平方メートル以上の建築物の工事において現場代理人、主任技術者又は監理技術者として専任で従事した経験を有する者であること。

(四) 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、次に掲げる要件を満たしていること。

(1) 構成員は建設業法第二十七条の二十三に規定する経営事項審査(直近の審査結果通知書)の建築一式工事の総合評点が八百六十点以上であること。

(2) 平成四年四月一日以降に、元請けとして、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で延床面積千五百平方メートル以上の建築物の工事を施工した実績を有すること(特定建設工事共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合又は出資比率が二十%以上の場合のものに限る。)

(3) 次に掲げる基準を満たす者を、本工事に専任で配置できること。
ア 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有し、かつ監理技術者資格者証(建築工事)を有する者であること。

イ 平成四年四月一日以降に、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で延床面積千平方メートル以上の建築物の工事において現場代理人、主任技術者又は監理技術者として専任で従事した経験を有する者であること。

(五) 特定建設工事共同企業体の構成員は、当該特定建設工事共同企業体以外の特定建設工事共同企業体の構成員として本件入札に参加することはできないこと。

四 入札手続等

(一) 担当部局

一般的事項

郵便番号〇一〇 八五八〇 秋田市山王三丁目一番一号

秋田県教育庁総務課施設整備室施設班 電話 〇一八 八六〇 五一一六

設計図書に関する事項

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県建設交通部営繕課教育庁建築物班 電話 〇一八 八六〇 二五八五

(二) 契約条項を示す場所

(一)に掲げる場所

(三) 入札説明書の交付期間及び場所

平成十五年一月八日から平成十五年二月十七日までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに(一)に掲げる場所と交付する。

(四) 競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争入札参加資格確認資料(以下「資格確認資料」という。)

並びに特定建設工事共同企業体入札参加資格申請書及び特定建設工事共同企業体協定書の提出期限、場所及び方法
平成十五年一月八日から平成十五年一月二十一日午後五時までに(一)に掲げる場所に持参の上、一部提出すること。

(五) 入札及び開札の日時及び場所
平成十五年二月十八日午前十時〇〇分 秋田県庁第二庁舎六階「六一会議室」

(六) 郵便による入札
(秋田市山王三丁目一番一号)

郵送により入札書を提出する場合は、入札に係る工事名及び開札日を記載し、入札書中の旨を朱書きの上、配達証明書付書留郵便により、平成十五年二月十七日午後五時までに、(一)に掲げる場所に到着すること。
なお、電報及びファクシミリによる入札は認めない。

五 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 見積内訳明細書の提示

入札者は、第一回の入札に際し、数量、単価及び金額を明らかにした見積内訳明細書(設計図書における本工事費内訳書に準じた内容のものとする。)を提示すること。
なお、見積内訳明細書は、参考資料として提示を求めたものであり、入札及び契約上の権利義務を生ずるものではない。

(三) 入札の無効
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十六条各号に掲げる入札又は申請書若しくは資格確認資料に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(四) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(五) 入札保証金及び契約保証金 免除
手続における交渉の有無 無

- (七) 契約書作成の要否 要
- (八) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (九) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随
意契約により締結する予定の有無 無
- (十) 関連情報を入力するための照会窓口 四(一)に掲げる部署
- (十一) この公告に係る契約は、秋田県議会において、当該契約に係る議案が可決され
たときをもって締結する。
- (十二) その他の詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Subject matter of the contract : Construction work of the Akita Prefecture Education and Welfare Complex
- 2 Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5:00 P.M. 21 January, 2003
- 3 The date and time for the submission of tender : 10:00 A.M. 18 February 2003 (By mail, tenders must be submitted by : 5:00 P.M. 17 February 2003)
- 4 Contact point for :
 - (1) tender documentation concerning general affairs : Facility Maintenance Office , General Affairs Division , Akita Prefectural Board of Education , 3-1-1 Sanno , Akita City , Akita 010-8580 , JAPAN TEL 018-860-5116
 - (2) tender documentation concerning blueprints : Architecture Division , Department of Public Works , Akita Prefectural Government , 4-1-1 Sanno , Akita City , Akita 010-8570 , JAPAN TEL 018-860-2585

収 用 委 員 会 告 示

秋田県収用委員会告示第一号

秋田県収用委員会は、裁決申請者大屋敷秀雄(代理人 弁護士 金野和子)から平成十四年十一月二十六日に申請のあった大曲都市計画事業大曲駅前第二地区土地区画整理事業に係る損失補償事件の審理を次のとおり開始するので、秋田県収用委員会運営規則(昭和五十一年秋田県収用委員会告示第一号)第六条の規定に基づき、公告する。

平成十五年一月七日

秋田県収用委員会会長 豊 口 祐 一

- 一 審理開始の期日 平成十五年二月十八日午後二時三十分
- 二 審理開始の場所 秋田市山王三丁目一番一号 県庁第二庁舎 三十四会議室

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)八七六六〇〇五
FAX(0863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄